

岩手県告示第284号

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1又は表2に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表1又は表2に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成26年4月1日

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区 分		貸切使用												区分使用	個人使用		
		土曜日及び休日						その他の日						1区分ごとに	1人4時間までごとに 普通回数 使用回数 (1回につき) (6回につき)		
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合						
		8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに	8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに	8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに	8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに				
大道場	小学校児童、生徒及び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切使用の場合の利用料金	円	円
	一般	820	1,030	1,710	1,640	2,060	3,410	690	850	1,430	1,370	1,710	2,850	110		550	
柔道場及び剣道場	小学校児童、生徒及び学生	410	510	850	820	1,030	1,710	350	430	720	690	850	1,430	の額の50パーセントに相当する額	110	550	
	一般	820	1,030	1,710	1,640	2,060	3,410	690	850	1,430	1,370	1,710	2,850		270	1,350	
弓道場	近地的場	小学校児童、生徒及び学生	440	440	880	880	880	1,770	370	370	740	740	740	1,470	（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	110	550
	遠的場	一般	880	880	1,770	1,770	1,770	3,540	740	740	1,470	1,470	1,470	2,940		270	1,350
		小学校児童、生徒	230	230	440	440	440	880	180	180	370	370	370	740		110	550

	及び学生															
	一般	440	440	880	880	880	1,770	370	370	740	740	740	1,470	270	1,350	
相撲場	小学校児童、生徒及び学生	180	180	370	370	370	740	150	150	310	310	310	620	110	550	
	一般	370	370	740	730	730	1,470	310	310	620	610	610	1,220	270	1,350	

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区分	貸切使用												区分使用 1区分ごとに
	土曜日及び休日						その他の日						
	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			
	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	
大道場	円 16,340	円 25,590	円 34,140	円 49,020	円 76,780	円 102,430	円 13,620	円 21,330	円 28,450	円 40,850	円 63,990	円 85,350	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
柔道場及び剣道場	8,180	12,790	17,070	24,510	38,400	51,210	6,810	10,670	14,220	20,430	32,000	42,680	
弓道場	近的場 4,410	5,520	8,830	17,630	22,070	35,320	3,670	4,600	7,360	14,690	18,390	29,440	
	遠的場 2,210	2,770	4,420	8,810	11,040	17,660	1,840	2,300	3,680	7,340	9,200	14,720	
相撲場	1,830	2,210	3,680	7,330	8,830	14,710	1,530	1,840	3,070	6,110	7,360	12,260	)

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金	
				アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに使用する 場合
第1会議室		1時間までごとに		円 510	円 1,180
第2会議室		1時間までごとに		210	490
第3会議室		1時間までごとに		190	470
第4会議室		1時間までごとに		190	470
ステージ		1時間までごとに		230	700
トレーニング室	生徒及び学生	1人につき	普通使用（1回につき）	150	670
			回数使用（6回につき）	750	
	一般	1人につき	普通使用（1回につき）	310	670
			回数使用（6回につき）	1,550	
放送設備（アリーナ）		1式1時間までごとに		230	530
放送設備（その他）		1式1時間までごとに		190	470
電光得点盤		1式1時間までごとに		270	530
電光掲示板		1式1時間までごとに		210	410
ピアノ		1台1時間までごとに		430	860
机		1台5時間までごとに		30	60
いす（1人用）		1脚5時間までごとに		20	40
防具		1組1人1回ごとに		110	
バレーボール用具		1式1時間までごとに		30	60
テニス用具		1式1時間までごとに		40	80
ハンドボール用具		1式1時間までごとに		40	80
バドミントン用具		1式1時間までごとに		30	60
卓球用具		1式1時間までごとに		60	120
レスリングマット		1式1時間までごとに		150	310
テント		1張1日までごとに			円 320
ロッカー		1回につき			100
シャワー		1回につき			100
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額			

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円
----------------

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。